

北名古屋市循環バス車内広告掲載事業者募集要項

第1 募集要項の趣旨

この募集要項は、北名古屋市循環バス（以下「きたバス」という。）車内広告掲載事業者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 募集の目的

きたバス車内に広告を掲載することにより、北名古屋市（以下「市」という。）の収入確保と広告掲載事業者等の地域貢献機会を提供することを目的とする。

第3 募集する広告の仕様等

掲載車両	きたバス（バスタイプ車両）4台
掲載位置	車内窓上額面（R部）
規格	縦364mm×横515mm（B3サイズ横）
掲載枠数	16枠（バス4台×4枠）
掲載期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1箇月単位で最長12箇月） ※各月最初の運行日の昼便から翌月最初の運行日の朝便までを1箇月とする。
広告掲載料	1枠月額 1,000円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。） ※別途市が指定する期日までに納付する。

第4 広告内容等

- (1) 広告を作成するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告物を製作しなければならない。
- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができるものとする。

第5 広告掲載事業者の資格

広告掲載事業者は、自らの広告を掲載しようとする事業主又は広告主を募集し広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等（以下「広告取扱業者」という。）とする。

第6 申込方法

広告掲載事業者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	令和2年2月3日（月）から2月17日（月）まで（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで） ただし、受付期間内に申し込みがない場合は、受付期間終了後、随時受付を行う。
提出場所	北名古屋市役所 西庁舎2階 防災環境部 防災交通課
提出書類	1 北名古屋市循環バス車内広告掲載申込書（別紙様式1） 2 添付書類 (1) 広告案 (2) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の役場で取得できます。 (3) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※ 市に納税義務がある場合は、納税証明書の提出は不要。 (4) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
備考	1 申込者が広告取扱業者の場合は、申込時には必ずしも広告案の提出を要しないものとし、事業者の決定後、別途市長が指定する日（概ね3月中旬）までに提出するものとする。 なお、別途市の定める一定の期間、掲載広告の募集を行うものとする。 2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。 3 提出された書類は原則として返却しないものとする。 4 広告の掲載位置は、市が決定するものとする。

第7 選定方法

- (1) 申込者が複数あるときは、抽選により広告掲載事業者を決定する。ただし、受付期間内に申込者がなく、受付期間終了後に申込を受付ける場合は、先着順とする。
- (2) 抽選に当たっては、市内の事業者等に係る広告案を提示した者を優先するものとする。
- (3) 選定結果については、その結果を北名古屋市循環バス車内広告掲載承認・不承認決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。
- (4) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (5) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

第8 契約書の締結

市と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。

第9 広告募集上の注意事項

広告取扱業者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

また、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

第10 経費負担

- (1) 広告物の製作、掲載及び撤去費用は、広告掲載事業者の負担とする。
- (2) 広告掲載期間中に広告物の破損、汚損若しくは紛失等があった場合の修復等に要する費用は、広告掲載事業者の負担とする。

第11 使用の中止

- (1) 市は、広告の掲載が不適切と認めるときは、使用を中止することができる。
- (2) 使用中止の事由が、広告掲載事業者又は広告内容の事業者等の責に帰すべきものである場合は、広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるものとするが、還付する広告掲載料には利子を付さない。

第12 広告料の還付

第11の(2)の規定により還付する広告掲載料の額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間に係る広告掲載料を差し引いた額とする。この場合において、1箇月未満の期間に係る広告掲載料は、広告掲載料の月額をその月の運行日数で割りかえした額を日額とし、その額にその月の広告掲載した運行日数分を掛け合わせた額とする。なお、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第13 免責

- (1) 市は、天災、事故、故障、点検その他甲の責めに帰すことのできない非常事態が発生し、車内に広告を掲載した車両が運行できない期間が、1箇月当たり5運行日を超えないときは、その責めを負わないものとする。
- (2) 市が、広告掲載に関して、損害賠償を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

第14 苦情等への対応

広告掲載事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

第15 不測の事態への対応

別途協議のうえ対処するものとする。

第16 問い合わせ先

防災環境部防災交通課

〒481-8531 北名古屋市役所（西庁舎2階）

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111（内線2204）